

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

- (1) 日 時 令和3年3月5日(金) 開会 午後3時00分
閉会 午後5時15分
- (2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

2 出席委員

- | | |
|--------------|-------|
| 教育長 | 西元 良治 |
| 委員(教育長職務代理者) | 西原 光治 |
| 委員 | 河岡 治子 |
| 委員 | 厚坊 俊己 |
| 委員 | 横山 志磨 |

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

- | | |
|---------------|--------|
| 教育部長 | 三浦 正明 |
| 教育部次長(図書館担当) | 石岡 雅朗 |
| 教育総務課長 | 有道 茂一 |
| 教育総務課施設担当課長 | 岡原 由明 |
| 学校教育課長 | 中本 隆徳 |
| 生涯学習・スポーツ推進課長 | 山本 直邦 |
| サンビームやない館長 | 脇村 直孝 |
| 学校給食センター所長 | 小田 文孝 |
| 教育総務課長補佐(書記) | 惣上分 常代 |

5 傍聴者

なし

6 会議日程

(1) 議 案

- ①議案第3号 柳井市立学校施設使用に関する規則の一部改正について
- ②議案第4号 柳井市学校教育法施行細則の一部改正について
- ③議案第5号 柳井市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- ④議案第6号 柳井市教育研究員派遣規程の一部改正について
- ⑤議案第7号 柳井市立学校職員服務規程の一部改正について
- ⑥議案第8号 柳井市理科研修所使用に関する規則の一部改正について
- ⑦議案第9号 柳井市公民館条例施行規則の一部改正について
- ⑧議案第10号 柳井市文化福社会館条例施行規則の一部改正について
- ⑨議案第11号 星の見える丘工房条例施行規則の一部改正について
- ⑩議案第12号 柳井市町並み資料館条例施行規則の一部改正について
- ⑪議案第13号 月性展示館条例施行規則の一部改正について

- ⑫議案第14号 柳井市体育館条例施行規則の一部改正について
- ⑬議案第15号 柳井市大畠ふれあい公園条例施行規則の一部改正について
- ⑭議案第16号 柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について
- ⑮議案第17号 第2次柳井市子ども読書活動推進計画の決定について
- ⑯議案第19号 市長からの意見聴取について（令和3年度予算）
- ⑰議案第20号 市長からの意見聴取について（令和2年度3月補正予算）
- ⑱議案第21号 令和3年度柳井市立小中学校教職員人事異動内申について
- ⑲人議第1号 柳井市立学校学校医の委嘱について
- ⑳人議第2号 柳井市立学校学校薬剤師の委嘱について

(2) その他

7 議事の概要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。

(午後3時00分 開会)

(2) 会議録署名委員氏名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、西原委員、河岡委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第3号 柳井市立学校施設使用に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、有道課長から、国の押印見直しの方針に伴い、柳井市の行政手続きにおける押印の廃止について方針が決定し、国の法令等で押印を定めているものを除き、市民から提出される申請書類で認印による押印を求めている行政手続きは、すべて押印を廃止することになる。それに伴い、「柳井市立学校施設使用に関する規則」で定めている学校施設を使用するものが提出する学校施設使用許可願の様式の押印を廃止、字句は「あて先」の「あて」のひらがな表記を漢字表記の「宛」に変更するとの説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西原委員：押印は不要ということだが、サインも必要ないということか。

有道課長：申請書はパソコンで作成されてもよいし、直筆で書かれてもよいが、押印は廃止になる。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②議案第4号 柳井市学校教育法施行細則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、先ほどの押印廃止と同様で、「柳井市学校教育法施行細則」の様式、就学許可申請書、区域外就学

届書及び就学猶予願で求めていた押印と卒業証書の割印を廃止するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

③議案第5号 柳井市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、改正後は、通学区域に新しい自治会である「南小平尾」が追加されるとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

④議案第6号 柳井市教育研究員派遣規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、「柳井市教育研究員派遣規程」の様式、教育研究員派遣願、副申書及び教育研究員派遣解除願で求めていた氏名印及び校長印の押印を廃止、字句は「あて先」の「あて」のひらがな表記を漢字表記の「宛」に変更するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑤議案第7号 柳井市立学校職員服務規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、「柳井市立学校職員服務規程」の様式、着任延期願、住所届、氏名等変更届、病状報告書、面接授業受諾承認申請書、兼職・兼業許可申請書、職務専念義務免除承認申請書、休職願、復職願、出張届及び国外・長期旅行願で求めていた押印を廃止するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑥議案第8号 柳井市理科研修所使用に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、「柳井市理科研修所使用に関する規則」の様式、理科研修所使用許可願及び理科研修所備品の館外利用許可願で求めていた押印を廃止するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑦議案第9号 柳井市公民館条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から、「柳井市公民館条例施行規則」の様式、柳井市公民館使用許可申請書で求めていた押印を廃止するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認

された。

⑧議案第10号 柳井市文化福社会館条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から、「柳井市文化福社会館条例施行規則」の様式、柳井市文化福社会館利用許可申請書、柳井市文化福社会館利用料金減免申請書及び柳井市文化福社会館利用料金還付申請書で求めていた押印を廃止、柳井市文化福社会館利用料金減免申請書の字句「いたします」を「します」に変更するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑨議案第11号 星の見える丘工房条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から、「星の見える丘工房条例施行規則」の様式、星の見える丘工房使用許可申請書で求めていた押印を廃止、字句は「あて先」の「あて」のひらがな表記を漢字表記の「宛」に変更するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑩議案第12号 柳井市町並み資料館条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から「柳井市町並み資料館条例施行規則」の様式、柳井市町並み資料館使用許可申請書で求めていた押印を廃止、字句は「あて先」の「あて」のひらがな表記を漢字表記の「宛」に変更するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑪議案第13号 月性展示館条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から、「月性展示館条例施行規則」の様式、資料利用許可申請書で求めていた押印を廃止、字句は「あて先」の「あて」のひらがな表記を漢字表記の「宛」に、「いたします」を「します」に変更するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑫議案第14号 柳井市体育館条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から、「柳井市体育館条例施行規則」の様式、柳井市体育館利用料金減免申請書及び柳井市体育館利用料金還付申請書で求めていた押印を廃止、柳井市体育館利用許可申請書、柳井市体育館利用料金減免申請書及び柳井市体育館利用料金還付申請書の字

句を「あて先」の「あて」のひらがな表記を漢字表記の「宛」に変更するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑬議案第15号 柳井市大畠ふれあい公園条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から「柳井市大畠ふれあい公園条例施行規則」の様式、ふれあい交流館使用許可申請書で求めている押印を廃止、字句は「あて先」の「あて」のひらがな表記を漢字表記の「宛」に変更するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑭議案第16号 柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、石岡部次長から、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が制定、平成28年4月1日から施行され、図書館等公的機関に障がい者への合理的配慮の提供を義務付けられ、日本図書館協会のガイドラインでは、性同一性障害等のトランスジェンダーの方の社会的障壁となっている性別欄の記入について、新規利用登録用紙の性別欄を削除するか、記入を任意とし、そのことを明記するよう求めており、現在、窓口では、性別の入っていない様式を使用しているが、規則改正がされていなかったため、館外貸出利用者登録申請書の性別欄を削除するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑮議案第17号 第2次柳井市子ども読書活動推進計画の決定について

教育長は事務局に説明を求め、石岡部次長から、第2次柳井市子ども読書活動推進計画の決定について下記のとおり説明があった。

子どもの読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、その環境整備を社会全体で積極的に推進していくことは大変重要である。国は、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成30年4月に「第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、山口県は、国の基本計画を踏まえ、平成31年3月に「第4次山口県子ども読書活動推進計画」を策定した。

本市では、平成18年3月に、「柳井市子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定し、子どもが読書に親しむ環境づくりを目指して取り組んできた。

このたび、第1次計画における取組の成果と課題を踏まえ、昨年度実施

したアンケート結果による本市の現状を把握した上で、さらなる子どもの読書活動の推進を図るために、「第2次柳井市子ども読書活動推進計画」を策定する。計画の期間は、柳井市教育振興基本計画との整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

今後は、この計画に基づき、柳井市立図書館と学校司書の連携の強化や資質の向上を図るとともに、ボランティア団体との交流活動を積極的に進めていく。

また、懸案となっている複合図書館の整備については、今後の状況を注視し、取り組んでいく。

主な質疑応答は以下のとおり

西原委員：2ページ目のデータはおもしろい。

石岡部次長：大畠図書館は、子どもの図書が充実している。

西原委員：5月の1か月間で全国のデータをとっているが、全国であるから結構なデータ数であり、興味を持ってみた。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑩議案第19号 市長からの意見聴取について（令和3年度予算）

教育長は事務局に説明を求め、有道課長、中本課長、山本課長、石岡部次長、脇村館長及び小田所長から、令和3年度の予算について下記のとおり説明があった。

・令和3年度の予算について、一般会計の予算規模としては、152億3300万円で、前年度と比べて3.0%減少している。これは、市長選挙が行われた関係で、選挙後に政策予算（肉付け予算）を組むため、骨格予算として編成し、義務的経費や施設の維持管理経費などを中心に必要最小限の経費を計上したためである。今後、政策的な判断を伴う事業や新規事業等に係る経費については、6月議会で補正計上する予定である。

・教育費については、11億2679万円で、前年度と比べて3.4%減少している。骨格予算ということもあり、伊陸小学校・伊陸公民館改築事業費やビジコム柳井スタジアム芝生改修事業費の減少が大きな要因である。

【教育総務課：教育総務費、教育委員会費】

・教育委員の報酬等を計上する。

【教育総務課：教育総務費、事務局費】

・報酬について、奨学金貸付審査会委員報酬、教育委員会事務点検評価学識経験者報酬を計上する。

・旅費について、主に教育長等の研修旅費を計上する。

・需用費の燃料費について、スクールバスの燃料費を計上する。修繕料について、スクールバスの車検、修理等の経費を計上する。施設修繕料について、廃校施設及び教職員住宅の修繕に係る経費を計上する。

- ・ 役務費について、教育委員会所有の作業場の電話料、スクールバスのタイヤ交換手数料、建物保険料等を計上する。
- ・ 委託料について、廃校施設の管理、スクールバスの運転業務委託料を計上する。
- ・ 使用料及び賃借料について、スクールバス 8 台分の借り上げ料、旧柳井南中学校の借地料を計上する。
- ・ 負担金補助及び交付金について、県ひとづくり財団、全国及び中国都市教育長協議会等の負担金、指導主事派遣に伴う給与費負担金を計上する。

【学校教育課：教育総務費、事務局費】

- ・ 報償費のスクールソーシャルワーカー報償費について、家庭や学校で問題を抱える児童生徒に対し、専門知識を要するスクールソーシャルワーカーを派遣する経費を計上する。国 5 分の 1、県 5 分の 2 の補助があり、市の負担は 5 分の 2 である。
- ・ 委託料の地場産業継承教育委託料について、柳井縞の伝承に関するもので、小田小学校への委託料を計上する。

【教育総務課：教育総務費、高等学校費】

- ・ 私立高等学校補助金について、柳井学園高等学校の学校運営費に係る補助金を計上する。また、離島高校生修学支援事業補助金は、新規事業で、平郡島に居住する保護者の元を離れ、高校へ進学する生徒の住居費等の一部を月額 2 万円、年 2 4 万円を上限とし補助するもので、国 2 分の 1、県 4 分の 1 の補助があり、市の負担は 4 分の 1 である。

【教育総務課：教育総務費、幼稚園費】

- ・ 私立幼稚園研究研修費補助金について、市内幼稚園教諭の研修や研究に対する補助金を計上する。

【教育総務課：小学校費、学校管理費】

- ・ 小学校費の学校管理費は、市内 1 0 小学校の運営及び維持管理に必要な予算を計上している。
- ・ 報酬の学校事務補助員報酬について、教職員の負担軽減を図るため計上する。柳井小学校、柳東小学校及び新庄小学校に 1 名ずつ、学校業務支援員を配置する。
- ・ 報償費の鍵管理報償費について、日積小学校コミュニティルームの鍵の管理費を計上する。
- ・ 需用費について、消耗品等の学校配当予算、光熱水費、施設修繕料を計上する。
- ・ 役務費について、電話料や郵便料、浄化槽法定検査料、植栽の消毒等にかかる費用を計上する。
- ・ 委託料について、法定点検に係る業務委託料、植栽管理委託料、可燃物などの収集運搬処分委託料等を計上する。
- ・ 使用料及び賃借料について、下水道使用料、平郡東小学校普通教室棟の建物借上料を計上する。余田小学校特別教室棟のリース契約が満了となり、

建物借上料が減額となっている。

- ・工事請負費について、施設改修工事費は、昭和49年に建設した平郡東小学校屋内運動場を改修するもので、旧平郡東公民館が併設していたため、旧公民館施設部分の解体後に、平郡東小学校屋内運動場の改修を行うことになる。屋内運動場屋根補修工事費は、柳井南小学校屋内運動場の屋根の防水改修を行う。

- ・原材料費の施設材料費について、施設修繕にかかる材料費や真砂土を購入する経費を計上する。

- ・備品購入費について、図書購入費、学校設備備品購入費は、例年どおりを計上する。

- ・負担金補助及び交付金の水道口径負担金について、平郡東小学校屋内運動場の改修に伴い、給水管の口径を大きくするため計上する。

【教育総務課：小学校費、教育振興費】

- ・需用費について、パソコン等修繕料、教授用消耗品費を計上する。

- ・役務費の通信運搬費について、小中学校の児童生徒、教職員への1人1台端末の整備により、大容量の通信環境が必要となり、インターネット接続サービスのプランの変更を行うため、増額となっている。

- ・委託料のサーバ等保守委託料について、校務用・学習用パソコンの保守管理、令和2年度に構築するGIGAスクール用の校内LAN、1人1台端末の保守管理を計上する。また、小中学校の情報教育システムを構築しているが、このサーバの更新時期を迎え、更新業務を行うための委託料が含まれており、委託料は前年より約2,000万円の増額となっている。

- ・使用料及び賃借料について、コンピュータ等使用料は、平成29年度から令和元年度までに導入した校務用・教育用パソコンのリース料と、平成28年度に導入したサーバのリース料を計上する。著作権使用料は、授業目的公衆送信補償金で、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るためのもので、学校等の教育機関の授業で、教員が他人の著作物を用いて作成した教材を児童生徒の端末に送信する、インターネットを経由して共有することなどが、補償金を支払うことで個別に著作権者等の許諾を得ることなく行えるようになるもの。著作権法の改正で、令和2年度から施行となっていたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で無償になり、令和3年度から小学生は1人あたり年額1人120円が必要になる。プール使用料は、柳井南小学校及び大畠小学校のアクアヒルやないの使用料を計上する。ウイルス対策ソフト使用料は、令和2年度に整備する児童生徒1人1台端末用のフィルタリングソフト（有害サイトを閲覧できないようにするソフト）のライセンス料を計上する。

- ・備品購入費の理科教育設備備品購入費について、3校分（新庄小学校、柳東小学校、大畠小学校）を計上する。

- ・負担金補助及び交付金の通学費補助金について、柳北小学校5名及び伊陸小学校4名の遠距離通学に対する補助金を計上する。

【学校教育課：小学校費、教育振興費】

・報酬について、学級補助教員報酬（会計）は、複式学級に対応するための補助教員の報酬で、来年度複式学級になる予定の学校は、日積小学校、伊陸小学校、柳井南小学校の3校である。小1プロブレム解消支援員報酬（会計）は、小学校1年生が学校生活に適應できるよう配置した『ピカいちサポーター』の報酬で、柳井小学校2名、柳東小学校1名、新庄小学校1名の4名を予定している。生活支援員報酬（会計）は、学校で配慮を必要とする子どもの支援を行う生活支援員の報酬で、13名を予定している。学校司書報酬（会計）は、市内小学校に学校司書を配置するもので、5名を予定している。

・委託料の英語活動・学習推進業務委託料について、外国語指導助手（ALT）を2名配置するもので、中学校にも同様に配置し、委託先は来年度も引き続きアウルズとしている。

【教育総務課：中学校費、学校管理費】

・中学校費の学校管理費は、運営及び維持管理に必要な予算を計上している。

・報酬の学校事務補助員報酬について、柳井中学校及び柳井西中学校に1名ずつ、学校業務支援員を配置する。

・需用費について、消耗品等の学校配当予算、光熱水費、施設修繕料を計上する。

・役務費について、電話料や郵便料、浄化槽法定検査料、植栽の消毒等にかかる費用を計上する。

・委託料について、法定点検に係る業務委託料、植栽管理委託料、可燃物などの収集運搬処分委託料等を計上する。

・使用料及び賃借料について、NHK及びケーブルテレビの受信料、下水道使用料を計上する。

・工事請負費の施設改修工事費について、柳井中学校及び柳井西中学校のプールろ過装置修繕工事費を計上する。

・備品購入費について、図書購入費、学校設備備品購入費は、例年どおりを計上する。

【教育総務課：中学校費、教育振興費】

・需用費について、教授用消耗品費を計上する。

・役務費の通信運搬費について、小学校費と同じ理由で、小中学校の児童生徒、教職員への1人1台端末の整備により、インターネット接続サービスのプランの変更を行うため、増額となっている。

・委託料について、サーバ等保守委託料を計上する。小学校費と同じ理由で、昨年度よりかなり増額している。

・使用料及び賃借料について、コンピュータ等使用料は、校務用・教育用パソコンのリース料とサーバのリース料を計上する。著作権使用料は、先ほど説明した小学校費と同じ内容で、授業目的公衆送信補償金として、中

学生は1人あたり年額1人180円が必要になる。プール使用料は、大畠中学校のアクアヒルやない使用料を計上する。ウイルス対策ソフト使用料は、これも小学校費と同じ内容で、生徒用のフィルタリングソフト（有害サイトを閲覧できないようにするソフト）のライセンス料を計上する。

- ・備品購入費について、理科教育設備備品購入費は、柳井西中学校、大畠中学校の2校分を計上する。

【学校教育課：中学校費、教育振興費】

- ・報酬について、生活支援員報酬（会計）は、小学校と同様に、中学校にも生活支援員1名を柳井中学校に配置する予定である。学校司書報酬（会計）は、令和3年度から中学校に週1日から2日であるが、新たに配置する。これで柳井市内のすべての小中学校に配置される。不登校児童生徒適応指導員報酬（会計）は、不登校児童生徒適応支援事業、いわゆる『しなやかスクール』で、不登校児童生徒の心のケアを行ったり、学校復帰に向けての学習指導や生活指導を行ったりする指導員の報酬で、指導員は3名を予定している。しなやかスクール在学学生は、令和元年度は16名、今年度は13名である。

- ・需用費の教師用教科書及び指導書について、4年に一度、教科書採択のため教師用教科書・指導書・準拠教材を全学校・全学年に購入し、配布するものを計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、社会教育総務費】

- ・報酬について、社会教育委員、社会教育指導員及び地域学校協働活動推進員の報酬を計上する。

- ・報償費について、就学時検診や相談に対応する家庭教育を支援するアドバイザーの報償費及び山口県立大学と連携して行うサテライトカレッジの講師謝礼を計上する。

- ・需用費の消耗品費について、グループ・サークル紹介冊子作成のための用紙代、トナー代等を計上する。燃料費及び光熱水費について、星の見える丘工房に係る陶芸用プロパンガス代、電気及び水道料を計上する。

- ・役務費について、成人祝賀式延期分を含む2回分の看板代及びスタッフ保険料、星の見える丘工房の保険料等を計上する。

- ・使用料及び賃借料について、成人祝賀式の会場借上料を計上する。

- ・負担金補助及び交付金について、星の見える丘工房に係る浄化槽管理組合負担金や、小中学校PTA連合会等の社会教育団体への補助金・助成金を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、公民館費】

- ・報酬について、市内10地区の公民館運営審議会、連絡協議会委員と平郡東西の公民館主事の報酬を計上する。

- ・報償費について、中央公民館及び各地区公民館で行う教室講座の講師謝礼、短詩型文学祭の選者への謝礼等を計上する。

- ・需用費について、中央公民館を除く地区公民館の電気料、水道料、ガス

代及び修繕費等施設維持管理に係る経費を計上する。

- ・ 役務費について、地区公民館の電話代、浄化槽法定検査料等を計上する。
- ・ 委託料について、9地区公民館の施設維持管理・運営に係る経費を計上する。旧平郡東公民館の解体工事に伴う工事監理業務委託料を計上する。
- ・ 使用料及び賃借料について、7地区公民館のAEDリース料等を計上する。
- ・ 工事請負費について、旧平郡東公民館の解体工事に伴う工事費を計上する。

【柳井図書館：社会教育費、図書館費】

- ・ 柳井図書館と大島図書館の2館の運営経費は、例年通り計上する。昨年対比で12,455千円増額となっているが、主に人件費で、令和2年度から職員が1名増加したことが影響している。
- ・ 昨年度との変更点は、読み聞かせの会の開催回数が増加し、報償費が増額している。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、文化福社会館費】

- ・ 委託料について、指定管理者である株式会社ビークルーエッセへの管理運営委託料を計上する。
- ・ 使用料及び賃借料について、AEDリース料を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、人権教育費】

- ・ 報酬について、各公民館から推薦された推進委員の委員会出務日当を計上する。
- ・ 報償費について、企業、学校関係職員及び保護者等を対象とした研修会の講師謝礼を計上する。
- ・ 需用費の消耗品費について、主に各種大会資料代、人権教育関係誌購読料を計上する。光熱水費及び修繕料について、櫛ヶ峰、西浜両集会所関係の経費を計上する。
- ・ 使用料及び賃借料のアクティブやない借上料について、学校人権教育研修会開催に伴う会場借上を計上する。

【サンビームやない：社会教育費、サンビームやない運営費】

- ・ 運営経費は、例年通り計上する。
- ・ 給料について、会計年度任用職員の業務見直しに伴い減額となる。
- ・ 委託料について、令和3年度は、3年ごとの特殊建築物定期報告調査の報告の年に当たっており増額となる。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、青少年育成センター費】

- ・ 報酬について、相談員の報酬と青少年問題協議会委員の報酬を計上する。
- ・ 負担金補助及び交付金について、市内10の各地区の市民会議が行う青少年健全育成事業等の活動に対する補助金を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、文化財保護費】

- ・ 報酬について、社会教育指導員、埋蔵文化財専門員の報酬等を計上する。
- ・ 旅費について、全国伝健協議会出席に係る旅費、伝統的建造物群保存審

議会や文化財保護審議会への委員出席のための旅費を計上する。

- ・需用費について、伊陸の松成西(まつなりにし)及び有実(ありざね)遺跡の調査報告書印刷代、しらかべ学遊館、茶臼山古墳等の施設の電気料、水道料を計上する。

- ・委託料について、伊陸地区中央団地の埋蔵文化財発掘調査実施、しらかべ学遊館等の施設の機械警備及び清掃、水金(みずかね)古墳等の文化財管理に係る経費等を計上する。

- ・使用料及び賃借料について、発掘調査に伴う、仮設トイレ、水中ポンプ、車両等の借上料や、収蔵庫の空調機器、町並み資料館、学遊館のモニター使用料を計上する。

- ・負担金補助及び交付金の文化団体補助金について、地域の歴史、伝統行事等を行う団体への補助、県指定「むろやの園」の本蔵漆喰修繕等にかかる経費について、市負担分の補助金を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、大畠民俗資料館費】

- ・同館の維持管理に必要な経費として、概ね例年同様の予算を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、月性展示館費】

- ・委託料について、指定管理者である公益財団法人僧月性顕彰会への管理運営委託料を計上する。

【学校教育課：保健体育費、保健体育総務費】

- ・保健体育総務費について、児童・生徒・教職員の各種検診等に必要な経費をほぼ例年どおり計上する。

【学校給食センター：保健体育費、給食センター運営費】

- ・需用費の燃料費について、ボイラー用A重油を計上する。光熱水費について、電気料及び水道料を計上する。消耗器材費について、ボイラー用の薬剤費を計上する。

- ・役務費の手数料について、保菌検査、食材検査、設備機器法定検査等に係る費用を計上する。

- ・委託料の給食業務委託料について、調理業務の民間委託にかかる費用を計上する。給食輸送業務委託料について、給食配送に係る費用を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、体育振興費】

- ・報酬について、スポーツ推進審議会委員、及びスポーツ推進委員の報酬を計上する。

- ・報償費について、全国大会及び県体出場者への激励金を計上する。

- ・負担金補助及び交付金の各種大会等負担金について、オリンピック聖火リレーの負担金を計上する。その他、柳井市体育協会等への団体補助金、プラチナ卓球大会等の各大会補助金、スポーツ合宿補助金を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、体育施設費】

- ・需用費について、地区体育館、弓道場、大畠グラウンド等の体育施設管理に必要な消耗品、電気料、水道料及び修繕料等を計上する。

- ・委託料について、武道館等及び体育館の指定管理委託料を計上する。そ

の他の体育施設維持管理に係る委託料を計上する。

・使用料及び賃借料について、大畠グラウンドの駐車場の借地料を計上する。柳井市体育館及び武道館のAEDリース料を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、市民球場管理費】

・委託料について、柳井ビル美装株式会社への指定管理委託料を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、ウェルネスパーク管理費】

・委託料について、ミズノスポーツサービス株式会社への指定管理委託料を計上する。

主な質疑は以下のとおり

西原委員：スクール・コミュニティの支援員の予算は、どこに計上されているのか。

山本課長：社会教育費の報酬に、地域学校協働活動推進員報酬として計上している。地域と学校の連携役として、引き続き柳井小学校に在籍する予定。

河岡委員：スクールソーシャルワーカーの配置について、前年と同額の予算であるが、今後需要の増加が予想されるので、今後もそれに対応できるよう働きかけを行ってほしい。小学校費の教育振興費、委託料に、言語障害教育調査委託料とあるが、どのような業務なのか。中学校費の学校管理費、備品購入費に、スクールセット購入費とあるが、どのようなものか。

三浦部長：柳井小学校にことばの教室があり、言語障害教室を柳井小学校に委託する費用である。

有道課長：スクールセットとは、机と椅子がセットになっているもので、今までは、柳井南中学校のものを活用していたが、在庫がわずかとなっており購入を予定している。

横山委員：毎年、年度初めに、スポーツ少年団の団員募集の冊子が各家庭に配布され、それを見て入団する子どもがいる。一方、子どもはいるはずなのに、子ども会に入会する子どもが少なくなり、自治会単位で活動するのが難しくなっている。子ども会に入会するきっかけになるよう、スポーツ少年団のように、各家庭に配布する冊子作製の予算措置はできないか。

山本課長：子ども会に対する補助金を、毎年度支出しており、しらかべ学遊館に事務局がある。スポーツ少年団は、2、3年前から各団の紹介冊子を作成し、各小学校へ配布し、団員を集めている。生涯学習・スポーツ推進課は、両方の事務局と関わりがあるので、横山委員から頂いたご意見を伝えたい。

三浦部長：社会教育費の社会教育総務費、負担金補助及び交付金の「柳井市子ども会育成連絡協議会補助金」と子ども会に加入した方から会費を徴収し、子ども会の予算になっている。その予算の中で冊子を作成するといいいのではないか。また、スポーツ少年団

については、保健体育費の体育振興費、負担金補助及び交付金の「スポーツ少年団関係補助金」の中で作成し、配布は教育委員会で協力している。子ども会も冊子を作成されれば、配布については協力したい。

厚坊委員：自治会の役員が子ども会の活動を支援しているところもある。そういったところでは、保護者の負担が軽くなり、活動に参加しやすいが、大半の子ども会は、加入している子どもの保護者が役員をしなければならない。共稼ぎの家庭が増えており、保護者の負担になっている。今の時代に合ったものに変えていく時期になったのではないか。

横山委員：毎年、子ども会の役員を決めるのに時間がかかっている。自治会に相談してみようと思う。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑰議案第20号 市長からの意見聴取について（令和2年度3月補正予算）

教育長は事務局に説明を求め、中本課長、有道課長、山本課長、脇村館長から、一般会計予算3月補正について下記のとおり説明があった。

【学校教育課：教育総務費、事務局費】

・「やない教育の日」の開催中止により減額補正する。

【教育総務課：小学校費、学校管理費】

・工事請負費の空調機設置工事費について、環境対策として、余田小学校の特別教室に空調設備を整備するため、12月補正により空調機設置工事費を計上しているが、高圧受電設備の増設が必要になると判明し、増額補正する。工事は、令和3年度に繰り越して施工する予定。

【学校教育課：小学校費、教育振興費】

・報酬の学級補助教員報酬について、9月より2名を県費負担の学力向上支援員へ任用替えしたことにより減額補正する。

・負担金補助及び交付金の柳井市教研会各種発表会補助金について、新型コロナウイルス感染拡大により、柳井市音楽祭が中止となったため減額補正する。

・扶助費の就学援助費について、決算見込みにより減額補正する。

【教育総務課：小学校費、教育振興費】

・備品購入費の理科教育設備備品購入費について、国の補助事業を活用し事業を実施、事業費が確定したため減額補正する。

【教育総務課：小学校費、伊陸小学校建設費】

・工事請負費について、伊陸小学校・伊陸公民館改築工事は、8月末に完成し、現在、外構工事を施工中であるが、管理特別教室棟と普通教室棟に挟まれた中庭は、非常に水はけが悪く、湧水対策工事が必要になったため、増額補正する。外構工事については、湧水対策等に期間を要するため、令

和3年度に繰り越し、工事を施工し、5月末の完成を予定している。

【教育総務課：中学校費、学校管理費】

・歳出について、特に変更はないが、柳井中学校及び柳井西中学校の空調機設置工事に係る国の補助金の増額により、財源の組替を行う。

【教育総務課：中学校費、教育振興費】

・備品購入費の理科教育設備備品購入費について、国の補助事業を活用し事業を実施、事業費が確定したため減額補正する。

【学校教育課：中学校費、教育振興費】

・扶助費の就学援助費について、中学3年生の修学旅行が中止となり、決算見込みにより減額補正する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、社会教育総務費】

・報酬、需用費、役務費、使用料及び賃借料について、新型コロナウイルス感染症の影響で会議の中止及び成人式の延期となり減額補正する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、公民館費】

・委託料について、同じく新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止となり減額補正する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、人権教育費】

・報酬、報償費、旅費、使用料及び賃借料について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になった人権教育に係る会議及び講座等経費を減額補正する。

【サンビームやない：社会教育費、サンビームやない運営費】

・新型コロナウイルス感染症の影響により貸館回数が減少したため、会計年度任用職員給料及び開館作業補助の経費を減額補正する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、文化財保護費】

・発掘調査面積が変更となり、調査面積が減少したことや作業工程が削減されたことにより、調査員の報酬、旅費や委託料を減額補正する。

【学校教育課：保健体育費、保健体育総務費】

・平郡東小学校が休校になったことにより、各種検診に係る経費を減額補正する。

・需用費の薬剤費について、プール授業が中止になったことに伴い、減額補正する。

・負担金補助及び交付金の中学校文化・体育連盟関係補助金について、新型コロナウイルス感染拡大により春の県大会が中止になったことにより、減額補正する。

・扶助費の給食扶助について、見込みにより減額補正する。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、体育振興費】

・報酬、報償費、負担金補助及び交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったスポーツ関係経費を減額補正する。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

- ⑱議案第21号 令和3年度柳井市立小中学校教職員人事異動内申について
教育長は、人事に関する議案であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、公開しないことの賛否を問い、賛成多数により公開しないことを決定した。

〈関係参与以外退席〉

〈関係参与以外入場〉

- ⑲人議第1号 柳井市立学校学校医の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、伊陸小学校の学校医について、寄山浩子医師に委嘱していたが、令和2年度末をもって学校医を辞する旨の申し出があり、後任の学校医について、柳井医師会と協議したところ、現在、日積小、新庄小、余田小学校の学校医である近藤穂積医師を推薦されたため、令和3年4月1日付けで委嘱するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

- ⑳人議第2号 柳井市立学校学校薬剤師の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、柳東小学校の学校薬剤師は、野原真吾薬剤師に、柳井西中学校の学校薬剤師は、志熊理史薬剤師に委嘱していたが、令和2年度末をもって学校薬剤師を辞する旨の申し出があり、後任の学校薬剤師について、柳井市学校薬剤師会と協議したところ、柳東小学校は、清水達子薬剤師、柳井西中学校は、現在、余田小学校の薬剤師である菊本祐大薬剤師を推薦されたため、令和3年4月1日付けで委嘱するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

- (4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後5時10分 協議会)

(午後5時15分 再開)

- (5) 閉会

教育長から、協議会を閉じ、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後5時15分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西元良治

署名委員 西原光治

署名委員 河岡治子

調整者 有道茂一